

## 個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当業務ファイル
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課 浪岡振興部健康福祉課
個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当に係る受給資格者等を管理するため。
記録項目	1 受給者(氏名、性別、生年月日、年齢、個人番号、住所、関係、5年等経過月、続柄、配偶者有無、有期事由、有期年月日、国籍、在留期間、当初支給開始年月日、該当情報、非該当情報、郵便番号、別居監護有無、障害(障害有無、障害種別、障害等級、手帳番号)、年金(公的年金・遺族補償受給有無、年金種別、記号番号、年金加算有無、年金受給予定日、所得情報(所得年、所得確定、所得額、退職所得、山林所得、土地等事業所得、長短期土地等事業所得、長期譲渡所得、短期譲渡所得、雑損控除、医療費控除、小規模共済掛控除、配偶者特別控除、養育費、児童養育費、扶養人数、内老人数、特定扶養親族数、生計維持児童数、普通障害者数、特別障害者数、寡婦(寡夫)区分、勤労学生区分))、2 対象児(氏名、性別、生年月日、年齢、個人番号、住所、関係、当初支給開始年月日、該当情報、非該当情報、郵便番号、同別居、監護有無、障害(障害有無、障害種別、障害等級、手帳番号)、年金(公的年金・遺族補償受給有無、年金種別、記号番号、年金加算有無、年金受給予定日)父または母の状況、続柄、事由発生日年月日、9条の2、父親、母親、有期事由、有期年月日、国籍、在留期間)、3 扶養義務者(氏名、性別、生年月日、年齢、個人番号、住所、関係、続柄、有期事由、有期年月日、該当情報、非該当情報、郵便番号、同別居、所得情報(所得年、所得確定、所得額、退職所得、山林所得、土地等事業所得、長短期土地等事業所得、長期譲渡所得、短期譲渡所得、雑損控除、医療費控除、小規模共済掛控除、配偶者特別控除、扶養人数、内老人数、特定扶養親族数、生計維持児童数、普通障害者数、特別障害者数、寡婦(寡夫)区分、勤労学生区分))、4 子の父または母(氏名、性別、生年月日、年齢、個人番号、住所、関係、続柄、状況(該当年月日、終了予定日)、有期事由、有期年月日、該当情報、非該当情報、郵便番号、同別居、障害(障害有無、障害種別、障害等級、手帳番号)、年金(公的年金・遺族補償受給有無、年金種別、記号番号、年金加算有無、年金受給予定日)、5 連絡先(電話番号、受給者勤務先情報(名称、電話番号、住所))、6 調整・債権情報、7 支給情報、8 届出情報(申請日、請求・諸届事由、事由発生日、決定日、決定事由、一部支給月額、支給停止上限額、開始月)、9 支給情報(資格状態、支給状態、対象児童数、月額、月額(減)、受給事由、証書番号)、10 口座情報(金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人カナ)
記録範囲	児童扶養手当の受給者資格者、対象児、扶養義務者
記録情報の収集方法	受給者の申請(届出)、実態調査、他市町村、社会保険事務所、住民記録システム、税務情報システム
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) こども未来部子育て支援課
	(所在地) 青森市新町1丁目3番7号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし

個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル (上記ファイルの利用目的及び記録の 範囲内であるマニュアル処理ファイル) □有 ■無	
備考		